

# KNC NETWORK NEWS

2015年5月30日 発行

**気になる記事:**企業支援、最大2000万円に—政府自社株で返済可能—

政府は長戦略の柱としてベンチャー企業への支援策の拡充を打ち出す。有望なIT(情報技術)技能を持つ個人への企業支援金を現在の300万円程度から最大2000万円に引き上げ、ストックオプション(株式購入権)での資金返済も認める。これまで利益が出たら現金で返済を求めていたが創業まもない企業は資金が不足がちなことに配慮。



(有)北野財經システム

北野会計事務所

大阪市淀川区西中島7-1-26

オリエンタル新大阪ビル707号

TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851

<http://www.kngroup.jp>

**経営一言:**父は「おまえはのろまで、だらしない。成功するには人の2倍努力するか、人のやらないことをやるしかない。」

(ニトリホールディング社長 似鳥 昭雄氏)

—所長コメント:親父から見れば、子供は子供。しかし、自分は昔の子供ではない。成長している姿を知って欲しい。—

## ホームページ作成費用 《税務》

コンピュータソフトウェアの開発に関する費用は本来、固定資産として減価償却が必要です。100万円のソフトウェア開発で、5年償却であれば、毎年20万円を経費処理することになります。

ですが、ホームページは通常、企業や新製品のPRのために制作されるものであり、その内容は頻りに更新されるため制作費用の支出の効果が1年以上には及ばないと考えられますので、その制作費用は原則として、支出時の損金として取り扱うのが相当であると考えられます。ほかのソフトウェア開発とは異なる処理ができるのです。

制作費用のなかにプログラムの作成費用(ソフトウェアの開発費用)が含まれるようなホームページについては、その制作費用のうち、プログラム作成費用に相当する金額については無形固定資産(ソフトウェア)として耐用年数「5年」を適用して償却することとなります。会計処理の際は注意してください。

## 社員旅行不参加者に金銭を支払う場合 《税務》

従業員の親睦を目的とした社員旅行を企画し、不参加者には代わりに金銭を支給しようとする時には、注意すべき事があります。

不参加者に対する支給理由が業務上の都合か否かにより、課税上の取り扱いが異なります。

業務上の理由による不参加者に対してのみ金銭支給が行われる場合は、その金銭の支給を受けた者に対して、当該支給を受けた金銭を給与とみなして、源泉徴収することになります。

そうではなく、自己都合による不参加者に対しても金銭の支給をする場合には、従業員は旅行の参加か金銭の支給かを選択できる訳ですから、この場合は、不参加者だけでなく、旅行に参加した者の全員に対しても、不参加者に対して支給した金銭相当額の給与を支給したもとして、源泉徴収する必要があります。

## 安易な裁量労働制に警鐘、裁量労働で過労死認定

### 《経営》

何としてでも人件費を抑えたいという経営者は少なくありません。見込残業代の設定、社員を退社させて請負契約に切り替えるなど、様々な手法が見受けられます。

昨今、法律改正案が出ている裁量労働制についても注目する経営者が増えています。改正案では法人向け提案営業職なども裁量労働制の対象とすることが盛り込まれており、新規に制度の導入を検討する企業もあるようです。裁量労働制は実際の勤務時間ではなく、あらかじめ設定された一定の時間労働したとみなす制度です。業務遂行の方法や時間配分など大幅に労働者の裁量に委ねることになります。

ただし、そのことが企業側の労働者に対する健康管理まで免責することにはなりません。企業には労働者の健康等の確保の前提として、勤務状況の把握が必要となります。働き過ぎていないかなどチェックが求められているわけです。

先日、裁量労働の男性従業員が亡くなった案件で、労基署は過労死として労災認定しました。労基署は設定されたみなし残業時間ではなく、実体で判断しています。過労死となれば、当然に企業側の安全配慮義務等も問われることになるでしょう。裁量労働制で働く各社員の実態としての労働時間をきちんと把握しておかないと、大きなトラブルになりかねません。

## 事業所税と共同みなし共同事業について 《税務》

地方税法等で定める指定都市等で事業を行う場合には、事業の規模によって、事業所税が課税されます。

事業所税の課税要件は、次のとおりですが、みなし共同事業の要件を満たすと、基準を下回っていても事業所税の課税対象となることがあります。

例えば、指定都市等で事業所を有している親会社が事業所税の課税要件を満たしていなくても、その子会社(同族会社)で同一の家屋で事業を行っている場合には、双方の事業は、みなし共同事業に該当することとなります。

この場合、子会社は特殊関係者となり、親会社は特殊関係者の状況を含めて課税要件を判定することとなりますので、注意が必要です。

課税標準の算定は、みなし共同事業であっても、それぞれの事業ごとに単独で行われることとなります。

〈事業所税の課税要件〉

資産割額(事業所床面積(m<sup>2</sup>)×600円)と従業者割額(従業者給与総額×0.25/100)の合計額で、事業所床面積の合計が1,000m<sup>2</sup>以下であれば資産割が、従業者の合計数が100人以下であれば従業者割が課されません。